

## 目 次

### 第1章 総則

第1条	趣旨	1
第2条	信義誠実の原則	1
第3条	管理を行わせる公の施設	1
第4条	指定の期間	1
第5条	事業年度	1

### 第2章 管理業務の実施

#### 第1節 管理の基準等

第6条	管理業務の実施の基本的な方針	1
第7条	管理業務の範囲及び実施条件	2
第8条	規定の適用関係	2
第9条	管理業務の実施方法	2
第10条	権利の譲渡等の制限	2
第11条	委託の制限	2

#### 第2節 業務の実施

第12条	開業準備	2
第13条	保険への加入	3
第14条	総括責任者の配置	3
第15条	適正な行政手続	3
第16条	山口県施設予約システムの管理	3
第17条	開館日又は開館時間の変更	3
第18条	施設及び設備等の変更	3
第19条	緊急時の対応	4

#### 第3節 管理業務に係る情報の取扱い

第20条	基本的事項	4
第21条	秘密の保持	4
第22条	文書等の管理・保存	4

#### 第4節 個人情報の保護

第23条	基本的事項	4
第24条	秘密の保持	5
第25条	取得の制限	5
第26条	目的外利用及び提供の禁止	5
第27条	適正管理	5
第28条	派遣労働者等の利用時の措置	5
第29条	複写・複製等の禁止	5
第30条	返還、廃棄又は消去	5
第31条	再委託の禁止	6
第32条	再委託に係る連帯責任	6
第33条	再委託先に対する管理及び監督	6
第34条	遵守状況に関する報告	6
第35条	監査等	6
第36条	事故発生時における報告等	6

<b>第5節 備品の取扱い</b>	
第37条 甲による備品の貸与	6
第38条 乙による備品の購入等	7
<b>第6節 損害賠償</b>	
第39条 損害賠償	7
第40条 第三者への賠償	7
<b>第7節 事業報告及びモニタリング</b>	
第41条 事業計画書の作成等	7
第42条 利用者ニーズの把握	8
第43条 業務報告書の作成等	8
第44条 事業報告書の作成等	8
第45条 自己評価	8
第46条 モニタリングの実施	8
第47条 改善勧告	8
<b>第3章 財務</b>	
<b>第1節 会計区分等</b>	
第48条 会計の区分	9
第49条 帳簿書類の保存	9
<b>第2節 指定管理料及びリスク分担</b>	
第50条 指定管理料の額	9
第51条 指定管理料の支払	9
第52条 指定管理料の額の変更	9
第53条 リスクの分担	11
<b>第3節 利用料金</b>	
第54条 利用料金	11
第55条 利用料金等に係る現金の出納事務	11
第56条 利用料金の減免	11
<b>第4章 指定の取消し及び業務の停止等</b>	
第57条 管理業務の遂行が困難となった場合の申し出	12
第58条 指定の取消し及び業務の停止	12
第59条 指定の取消し等により生じた損害の賠償	12
<b>第5章 業務の引継ぎ</b>	
第60条 施設等の引渡し	12
第61条 調達備品の取扱い	13
第62条 システムの取扱い	13
第63条 事務の引継ぎ	13
<b>第6章 年度別協定</b>	
第64条 年度別協定	13
<b>第7章 グループの構成</b>	
第65条 債務の履行	13
第66条 構成員の変更	14

## 第8章 雜則

第 67 条	名称等の変更の届出	14
第 68 条	協定の改定	14
第 69 条	疑義等の解決	14
第 70 条	履行の決定	14
第 71 条	協定締結に要する費用	14
第 72 条	管轄裁判所	14

## 施設名の管理に関する包括協定書（例）

山口県（以下「甲」という。）と指定管理者名（以下「乙」という。）とは、施設名称（以下「施設名」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）に関し、次の条項により協定を締結する。

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この協定は、条例名（条例番号。以下「条例」という。）該当する条項の規定により、指定管理者に指定された乙が行う施設名の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、互いに協力し、信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

#### （管理を行わせる公の施設）

第3条 乙に管理を行わせる公の施設は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地

2 前項に規定する施設名を構成する土地、建物及び工作物は、別表第1「指定管理者が管理する施設及び設備」に掲げるとおりである。

#### （指定の期間）

第4条 施設名の管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）は、指定開始年月日から指定終了年月日までとする。

ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、この限りではない。

#### （事業年度）

第5条 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第2章 管理業務の実施

#### 第1節 管理の基準等

#### （管理業務の実施の基本的な方針）

第6条 乙は、管理業務の実施に当たっては、使用者に対するサービスの向上を図り、施設名の設置の目的を効果的に達成するよう努めなければならない。

#### （管理業務の範囲及び実施条件）

第7条 甲は、条例該当条項の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) ○○○に関すること。
- (2) ○○○に関すること。
- (3) ○○○に関すること。

2 甲が乙に行わせる管理業務の細目及び実施条件は、別記第1「指定管理者業務仕様書」に定めるとおりとする。

#### (規定の適用関係)

第8条 乙は、この協定、条例及び関係法令等のほか、募集要項及び仕様書（以下「募集要項等」と総称する。）並びに応募時の事業計画書並びに指定管理者指定書に従って指定管理業務を実施するものとする。

2 この協定、募集要項等、応募時の事業計画書及び指定管理者指定書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、この協定、指定管理者指定書、募集要項等、応募時の事業計画書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、応募時の事業計画書において募集要項等を上回る水準が提案されている場合は、応募時の事業計画書に示された水準によるものとする。

3 前項の規定に定めがない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

#### (管理業務の実施方法)

第9条 乙は、関係法令及び別記第1「指定管理者業務仕様書」に定めるところに従うほか、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、善良な管理者の注意をもって施設名を常に良好な状態に管理し、管理業務を誠実に実施しなければならない。

#### (権利の譲渡等の制限)

第10条 乙は、管理業務に係る乙の権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

#### (委託の制限)

第11条 乙は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、管理業務の一部を第三者に委託することができる。

2 乙が管理業務を委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

## 第2節 業務の実施

#### (開業準備)

第12条 乙は、管理業務の開始に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、管理業務の開始に先立ち、甲に対して施設名の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、必要と認める場合は、管理業務の開始に先立ち、乙に対して施設名の管理等に関する研修等を行うものとする。

- 4 甲は、必要と認める場合は、管理業務の開始に先立ち、乙に対して施設名の管理等に関する準備のため、施設の使用を認めるものとする。  
なお、乙の施設の使用について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 5 甲及び乙は、管理業務の開始日までに施設名の施設、設備及び備品の現状について、双方立会いのうえ確認するものとする。

#### (保険への加入)

第 13 条 乙は、管理業務を開始する日までに、次の施設賠償責任保険に加入するものとする。

##### ※保険加入が必要な場合は概要を記載

- 2 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、保険証券その他その内容を証する書面を速やかに甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更した場合も同様とする。

#### (総括責任者の配置)

第 14 条 乙は、乙の職員のうちから管理業務に関する総括責任者を配置するとともに、当該各責任者の住所、氏名その他必要な事項を甲に報告しなければならない。当該各責任者に係る事項を変更したときも、同様とする。

#### (適正な行政手続)

第 15 条 乙は、管理業務の執行に当たっては、山口県行政手続条例（平成 7 年 3 月 14 日条例第 1 号）の規定に基づいた手続きにより行うものとし、同条例の規定に基づき審査基準、標準処理期間及び処分基準を定めておかなければならぬ。

- 2 乙は、前項の規定により審査基準、標準処理期間及び処分基準を定めたときは、これらを事務所への備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならぬ。

#### (山口県施設予約システムの管理)

第 16 条 乙が管理業務の実施に当たり使用する山口県施設予約システムの管理については、別に定めるところによるものとする。

#### (開館日又は開館時間の変更)

第 17 条 乙は、施設名の開館日又は開館時間を変更しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の開館日又は開館時間
- (2) 開館日又は開館時間変更する理由
- (3) その他甲が必要と認める事項

#### (施設及び設備等の変更)

第 18 条 乙は、建物の改築、構築物の新設又は機械装置の新設等の現状変更をしようとする場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

- 2 レストラン及び自動販売機等の設置をしようとする場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

#### (緊急時の対応)

- 第 19 条 乙は、事故、災害その他の緊急事態への対応等について、あらかじめマニュアルを作成し、管理業務に従事している者に周知徹底するものとする。
- 2 乙は、管理業務の実施に関する事故、災害その他の緊急事態が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲その他関係者に対し、当該緊急事態の内容及び講じた措置の内容を報告し、又は通報しなければならない。
- 3 前項の場合には、乙は、甲と協力して、当該緊急事態の発生の原因を調査しなければならない。

### 第 3 節 管理業務に係る情報の取扱い

#### (基本的事項)

- 第 20 条 乙は、山口県情報公開条例（平成 9 年山口県条例第 18 号）の趣旨に則り、管理業務に係る情報の公開に関する規程を定め、管理業務に係る情報を公開するよう努めなければならない。
- 2 甲は、乙に対し、管理業務に係る情報の公開について必要な指導及び助言をするものとする。

#### (秘密の保持)

- 第 21 条 乙は、乙の役職員若しくは施設名の管理業務に従事している者又はこれらの者であった者が、施設名の管理業務に関し知り得た秘密（個人情報を除く。）及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、当該業務の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対しても秘密の保持を義務付けるものとする。

#### (文書等の管理・保存)

- 第 22 条 乙は、管理業務実施に当たり作成し、又は取得した文書、図画、フィルム及び電磁的記録等（以下「文書等」という。）の管理に関する規程を定め、管理業務に係る文書等を適正に管理・保存しなければならない。
- 2 乙は、文書等を適正に管理するため、甲と協議し、山口県公文書取扱規程（昭和 28 年山口県訓令第 21 号）別表第 4 に準じて当該文書等の保存期間を定めるものとする。
- 3 乙は、保存期間が満了した文書等について、粉碎、焼却その他甲が定める手段により廃棄するものとする。
- 4 乙は、指定管理期間が満了した後、又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消された後には、保存期間が到来していない文書等を甲又は甲の指定する団体に引き継がなければならぬ。

### 第 4 節 個人情報の保護

#### (基本的事項)

- 第 23 条 乙は、管理業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第24条 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。乙の指定期間が満了し、又は乙の指定が取り消された後においても、同様とする。

### (取得の制限)

第25条 乙は、管理業務を実施するために取得する個人情報については、管理業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第26条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、管理業務に関して知り得た個人情報を公の施設の管理の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第27条 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。
- 3 乙は、管理業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (派遣労働者等の利用時の措置)

第28条 乙は、管理業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### (複写・複製等の禁止)

第29条 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、管理業務を実施するために甲から引き渡された個人情報が記録された文書等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

### (返還、廃棄又は消去)

第30条 乙は、乙の指定期間が満了し、又は乙の指定が取り消されたときは、直ちに甲の指示に従い、管理業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された文書等を甲に返還、廃棄、消去、又は新たに指定管理者となる団体に引き継がなければならない。

- 2 乙は、前項の文書等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等、個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

### (再委託の禁止)

第31条 乙は、管理業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、甲の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

#### （再委託に係る連帯責任）

第32条 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

#### （再委託先に対する管理及び監督）

第33条 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

#### （遵守状況に関する報告）

第34条 乙は、甲からこの協定に定める個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

#### （監査等）

第35条 甲は、管理業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この協定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的な事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又は管理業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

#### （事故発生時における報告等）

第36条 乙は、管理業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに、再発防止の措置を講じなければならない。乙の指定の期間が満了し、又は乙の指定が取り消された後においても、同様とする。

2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

### 第5節 備品の取扱い

#### （甲による備品の貸与）

第37条 甲は、指定期間中、管理業務を行うために必要な備品を乙に貸与する。

- 2 乙は指定期間中、前項の規定により貸与された備品（以下「貸与備品」という。）を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 貸与備品が不可抗力又は経年劣化により管理業務の実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品を購入又は調達するものとする。
- 4 乙は、管理の瑕疵により貸与備品を毀損又は滅失したときは、自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 5 乙は、甲の所有に属する備品等について台帳を備え、その管理に係る備品等を整理し、廃棄等の異動があった場合は、遅滞なく甲に報告するものとする。

#### （乙による備品の購入等）

第38条 乙は、前条第1項に定めるもののほか、乙の任意により、自己の費用で備品を購入又は調達し、管理業務実施のために供することができる。

- 2 前項の自己の費用が指定管理料によるものである場合、当該購入した備品（以下「調達備品」という。）の所有権は、乙にあるものとする。
- 3 調達備品が経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合、乙は自己の費用で当該備品を購入又は調達するものとする。

### 第6節 損害賠償

#### （損害賠償）

第39条 乙は、故意又は過失により施設名の施設（附属設備及び貸与備品を含む。）を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

#### （第三者への賠償）

第40条 管理業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない場合は、その限りではない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に賠償したときは、乙に対して、当該賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

### 第7節 事業報告及びモニタリング

#### （事業計画書の作成等）

第41条 乙は、毎事業年度、甲が指定する期日までに、事業計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の事業計画書が提出されたときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、事業計画書の内容の修正又は変更を指示するものとする。
- 3 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、甲と協議しなければならない。
- 4 乙は、管理業務を安定して行う経営基盤を有していることを明らかにするため、年

度の決算の確定した時点で速やかに決算書類を甲に提出しなければならない。

#### (利用者ニーズの把握)

第 42 条 乙は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、毎年度その結果及び業務改善の状況について、甲に報告しなければならない。

#### (業務報告書の作成等)

第 43 条 乙は、毎月、業務報告書を作成し、翌月 10 日までに甲に提出しなければならない。

#### (事業報告書の作成等)

第 44 条 法第 244 条の 2 第 7 項の事業報告書は、事業報告書（別記様式）によらなければならない。

- 2 乙は、管理業務に係る収支において剰余金が生じたときは、前項の事業報告書に当該剰余金が生じた理由を記載しなければならない。
- 3 第 1 項の事業報告書は、事業年度終了後 60 日以内に、甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、事業年度の途中において指定の取消しを受け、又は事業年度の末日を含む期間について管理業務の停止を受けたときは、当該処分を受けた日までの間について事業報告書を作成し、当該処分を受けた日から 30 日以内に、これを甲に提出しなければならない。

#### (自己評価)

第 45 条 乙は、施設の効果的・効率的な管理及びサービスの向上の観点から、次に掲げる事項について自己評価を実施して、毎年度その報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用実績
- (3) 利用促進の取組
- (4) 収支決算
- (5) サービスの質

#### (モニタリングの実施)

第 46 条 甲は、乙による管理業務の適正を期するため、定期及び隨時に、当該管理の業務又は経理の状況に関し、報告を求め、実地に調査し、業務の実施状況を点検及び評価（以下「モニタリング」という。）するものとする。

- 2 前項に規定するモニタリングの具体的な実施方法は、甲が別に指示するものとする。

#### (改善勧告)

第 47 条 第 43 条及び第 44 条の規定により提出された報告書を確認し、前条の調査若しくは報告徴収をした結果、乙による管理業務において甲が承認した事業計画書に従い適正に管理されていないと認められる場合は、甲は乙に対してその改善を勧告するものとする。

- 2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じ、その措置結果

を甲に文書で報告しなければならない。

## 第3章 財務

### 第1節 会計区分等

#### (会計の区分)

第48条 乙は、管理業務に関する収入及び支出について、特別に会計を設け、専用の口座で管理しなければならない。

#### (帳簿書類の保存)

第49条 乙は、各事業年度終了後5年間、管理業務に関する収入及び支出に関する帳簿書類を保存しなければならない。

### 第2節 指定管理料及びリスク分担

#### (指定管理料の額)

第50条 甲は、毎事業年度、管理業務の実施に要する経費として、予算の範囲内で、乙に指定管理料を支払うものとする。

- 2 指定期間内の各事業年度の指定管理料の額は、事業年度ごとに、甲と乙との協定で定める。
- 3 前項の年度別協定で定めた指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲と乙が協議の上、これを変更するものとする。

#### (指定管理料の支払)

第51条 乙は、指定管理料に係る資金計画書を四半期ごとに作成し、甲に提出するものとする。

- 2 甲は、指定管理料を四半期ごとに乙の請求に基づき前金払の方法で支払うものとする。
- 3 前項の指定管理料の請求は、第1項の資金計画書の内容に基づき、前金払請求書を甲に提出して行うものとする。
- 4 甲は、前項の規定により乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、当該支払請求書を受理した日から30日以内に指定管理料を乙に支払うものとする。

#### (指定管理料の額の変更)

第52条 甲は、乙から事業報告書が提出されたときは、その内容を審査し、管理業務に係る収支に剩余金が生じており、かつ、当該剩余金のうち乙が実施すべき管理業務を実施しなかったために生じた部分（以下「不完全履行剩余金」という。）があると認めるときは、不完全履行剩余金に相当する額を指定管理料の額から減額するものとする。

- 2 法第244条の2第11項の規定により乙がその指定を取り消され、又は管理の業務の停止を受けたときは、甲は、管理業務のうち当該処分により乙が行わないこととなつた部分を実施するために必要な経費に相当する額を、指定管理料の額から減額することができる。
- 3 甲は、前条の規定により前金払をした金額の合計額（以下「前払金額」という。）

が前2項の規定による減額後の指定管理料の額に満たないときは、その差額を乙に支払うものとする。

4 乙は、前払金額が第1項及び第2項の規定による減額後の指定管理料の額を超えるときは、その差額を、甲が定める期日までに甲の発行する返納通知書により甲に返納しなければならない。

5 乙は、前項の規定により指定管理料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年〇パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

#### <利用料金制度を導入している施設>

6 管理業務に係る収支における剩余金の額から不完全履行剩余金を差し引いた額については、乙の経営努力により生じた利益として認定する。

ただし、指定管理料及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益から生じた利益については、乙の経営努力により生じた利益とはしない。

当該利益の認定に当たっては、乙がその根拠を示すものとする。

7 乙の経営努力により生じた利益については、乙の利益とするが、管理業務の収益規模及び施設名使用者の負担等に照らして過大であると認められる部分（以下「過大利益」という。）があるときは、乙は、甲と協議して定める方法により、過大利益を還元するものとする。

8 前項の過大利益の額は、次の式により算出した額（当該額が負数となる場合にあっては、零）を目安として決定するものとする。

$$A - B \times 0.2$$

この式において、A及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 管理業務に係る収支における剩余金の額から不完全履行剩余金の額を差し引いた額

B 利用料金の額が条例別表に定める基準額と同額であると仮定して計算した当該事業年度の利用料金の収入総額（光熱水費等、実費相当額を徴収する場合の利用料金の収入額を除く。）

#### <利用料金制度を導入していない施設>

6 管理業務に係る収支における剩余金の額から不完全履行剩余金を差し引いた額については、乙の経営努力により生じた利益として認定する。

ただし、指定管理料及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益から生じた利益については、乙の経営努力により生じた利益とはしない。

当該利益の認定に当たっては、乙がその根拠を示すものとする。

#### <その他：利益を還元させる場合>

6 管理業務に係る収支における剩余金の額から不完全履行剩余金を差し引いた額については、甲乙協議の上、次に掲げるいずれかの方法により還元するものとする。

(1) 欠損金の発生に備えた乙の内部留保

(2) 施設利用促進のための事業やサービス向上のための公益事業

(3) 施設改善等の実施

(4) 当事業年度又は翌事業年度における指定管理料の減額

## (5) 県への納付

### (リスクの分担)

第 53 条 管理業務に関する甲と乙の間のリスクの分担については、別表「リスク分担表」に定めるとおりとする。

- 2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議してリスクの分担を決定する。

## 第 3 節 利用料金

### (利用料金)

第 54 条 乙は、条例該当条項に規定する施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、乙の収入として收受するものとし、その事務は、乙が行うものとする。

- 2 利用料金収入は、〇〇〇業務に要する経費に充てるものとする。
- 3 乙は、条例該当条項で定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。
- 4 乙は、施設名に係る利用料金の額の変更の承認を受けようとするときは、利用料金の額を変更しようとする日の〇月前までに、次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
  - (1) 利用料金を変更する理由
  - (2) 変更後の利用料金の額
  - (3) 変更後の管理業務に係る収支予算書
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
- 5 乙は、前項の規定により甲の承認を受けて利用料金を変更したときは、施設名の使用者に対し、その変更の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

### (利用料金等に係る現金の出納事務)

第 55 条 乙は、施設名の利用料金及び自主事業の参加料等（以下この条において「利用料金等」という。）に係る現金の出納事務を処理するに当たっては、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 利用料金等を現金により収納したときは、使用者に対し領収書を交付すること。
- (2) 現金出納簿を備え置き、利用料金等に係る現金の収納の状況を明らかにすること。

### (利用料金の減免)

第 56 条 利用料金の減免に関する事務は乙が行うものとする。

- 2 利用料金の減免の基準は、別記第 2（利用料金減免基準）に掲げるとおりとし、乙は、当基準に基づき、利用料金の減免に関する事務を適正に行うものとする。
- 3 乙は、新たに減免の基準を設けようとするときは、あらかじめ、甲に協議し、その承認を得なければならない。

## 第 4 章 指定の取消し及び業務の停止等

### (管理業務の遂行が困難となった場合の申出)

第 57 条 乙は、管理業務の遂行が困難となったとき又はそのおそれが生じたときは、遅

滞なく、その旨を甲に申し出なければならない。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により管理業務の遂行が困難となったとき又はそのおそれ  
が生じたときは、甲は、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及  
び実施を求めることができる。
- 3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により管理業務の継続  
が困難となったとき又はそのおそれが生じたときは、甲と乙は管理業務の継続につい  
て協議するものとする。

#### (指定の取消し及び業務の停止)

第 58 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第 244 条の 2 第  
11 項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しく  
は一部の停止を命じることができる。

- (1) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に違反したとき。
  - (2) 管理業務の処理が著しく不適当と認められるとき。
  - (3) 甲が乙に対して行う管理業務の改善の勧告又は指示に従わないとき。
  - (4) 前条第 2 項の規定による改善を期間内にできなかつたとき。
  - (5) 乙の経営状況の悪化等により、管理業務を継続することが不可能又は著しく困難  
であると認められるとき。
  - (6) 個人情報の保護に関する取扱いに関して重大な違反をしたと認められるとき。
  - (7) 申請の資格を満たさなくなつたとき。
  - (8) 乙が公募に際して虚偽の記載をし、若しくは申し立てたと認められるとき又は組  
織的な違法行為を行つた場合など、乙に管理業務を行わせておくことが社会通念上  
著しく不適当と判断されるとき。
  - (9) その他乙による管理を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定により乙の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部  
の停止を命じたときは、甲は指定管理料の全部若しくは一部の返還を乙に命じること  
ができる。

#### (指定の取消し等により生じた損害の賠償)

第 59 条 前条の規定により甲が乙の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部  
又は一部の停止を命じた場合においては、甲は、これによって乙に生じた損害を賠償  
する責めを負わないものとする。

- 2 前条第 1 項各号のいずれかにより甲又は第三者が損害を被つた場合には、乙  
は、その損害を賠償しなければならない。

## 第 5 章 業務の引継ぎ

#### (施設等の引渡し)

第 60 条 乙は、指定期間が満了したとき又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により乙の  
指定が取り消されたときは、施設名の施設、設備及び貸与備品を甲の指定する期日ま  
でに、自己の費用で原状に回復した上で、甲又は甲が指定する団体に引き渡さなけれ  
ばならない。

ただし、通常の使用における経年劣化及び甲が原状回復を要しないと認めたものに  
ついてはこの限りでない。

- 2 乙は、第37条第5項に規定する台帳等の書類により、施設、設備及び貸与備品の管理の状況を明らかにしておかなければならぬ。
- 3 甲は、乙が正当な理由がなく第1項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するための適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

#### (調達備品の取扱い)

第61条 前条第1項の施設等の引き渡しに関して、調達備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。

ただし、甲と乙が協議し、両者が合意した場合には、乙は、甲が指定する団体に対して引き継ぐことができるものとする。

#### (システムの取扱い)

第62条 第60条第1項の施設等の引き渡しに関して、乙が、甲が支払う指定管理料又は利用料金で構築したシステム（ホームページを含む。以下「システム」という。）については、甲又は甲が指定する団体に対して引き継がなければならない。

ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、システムの台帳を備え、管理の状況を明らかにしなければならない。

#### (事務の引継ぎ)

第63条 乙は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により乙の指定が取り消されたときは、甲の指示に従い、管理業務を甲又は甲が指定する団体に引き継がなければならない。この場合において、引継ぎの方法その他引継ぎに際して必要な事項については、別途協議するものとする。

- 2 甲は、甲が必要と認める場合には、乙に対して甲又は甲が指定する団体による施設の視察を申し出ができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

### 第6章 年度別協定

#### (年度別協定)

第64条 年度別の管理業務の内容及びこれに係る指定管理料等必要な事項については、毎年度締結する年度協定において定めることとする。

<複数応募の場合のみ>

### 第7章 グループの構成

#### (債務の履行)

第65条 乙の構成員は、協同連帶して管理業務を実施するものとし、協定に関する責任は、構成員全てが連帶して負うものとする。

- 2 乙の構成員が債務を履行しない場合、甲は、乙の他の構成員に対し、債務の履行及び債務の不履行に係る費用の負担を命じることができるものとする。

#### (構成員の変更)

- 第 66 条 乙は、やむを得ない場合を除き、その構成員を変更することができない。
- 2 乙は、前項の規定により構成員を変更する場合、あらかじめ甲に申し出なければならぬ。
- 3 甲は、前項の申し出を受けた場合、乙との協議により措置を決定するものとする。

## 第 8 章 雜則

#### (名称等の変更の届出)

- 第 67 条 乙は、名称、主たる事務所の所在地、代表者又は定款の内容を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に届け出なければならない。

#### (協定の改定)

- 第 68 条 この協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

#### (疑義等の解決)

- 第 69 条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項で必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

#### (履行の決定)

- 第 70 条 前各条に定めるもののほか、この協定の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### (協定締結に要する費用)

- 第 71 条 この協定の締結に要する費用は、全て乙の負担とする。

#### (管轄裁判所)

- 第 72 条 この協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

#### <書面で協定書を作成する場合>

以上の協定締結の証として、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年　　月　　日

甲　　山口県  
　　　山口県知事

乙

**<電子契約サービスを利用する場合>**

以上の協定締結の証として、この電磁的記録を作成し、双方電子署名の上、各自この電磁的記録を保有する。

甲 山口県  
山口県知事

乙